

## 平成 29 年度独立行政法人国立科学博物館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人国立科学博物館は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人国立科学博物館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立科学博物館における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 65 件、契約金額は 10. 23 億円である。また、競争性のある契約は 51 件(78. 5%)、7 9. 2 億円(8. 1%)、競争性のない契約は 14 件(21. 5%)、2. 13 億円(20. 8%)となっている。

平成 27 年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数においては大きくなり、金額においては小さくなっている(件数は 7. 2%の増、金額は 1. 7%の減)。

これは、標本資料等の修理や著作権を有する者との映像製作に係る契約の増加が原因の 1 つとしてあげられる。

表 1 平成 28 年度の国立科学博物館の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(75.8%) 69	(73.0%) 7. 34	(66.2%) 43	(71.2%) 7. 28	(△37.7%) △26	(△0.8%) △0. 06
企画競争・公募	(9.9%) 9	(4.5%) 0. 45	(12.3%) 8	(8.0%) 0. 82	(△11.1%) △1	(82.2%) 0. 37
競争性のある契約(小計)	(85.7%) 78	(77.5%) 7. 79	(78.5%) 51	(79.2%) 8. 10	(△34.6%) △27	(4.0%) 0. 31
競争性のない随意契約	(14.3%) 13	(22.5%) 2. 26	(21.5%) 14	(20.8%) 2. 13	(7.6%) 1	(△5.7%) △0. 13
合計	(100%) 91	(100%) 10. 05	(100%) 65	(100%) 10. 23	(△28.6%) △26	(1.8%) 0. 18

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

- (2) 国立科学博物館における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 28 件(54. 9%)、契約金額は 5. 60 億円(69. 1%)である。

一者応札・応募による契約については、前年度と比べて金額が増加しているものの、件数は大幅に減少している(件数は 70. 4%の減、金額は 57. 5%の増)。これは、主に研究機器購入の件数が減ったこと及び、複数年契約の更新に伴う増額である。また、上野・つくば各地区での害虫駆除契約などについては、二年以上続けて一者応札・応募となっている。

表2 平成28年度の国立科学博物館の二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	比較増△減
2者以上	件数	31 (39.7%)	23 (45.1%)	△8 (△29.6%)
	金額	4.03 (51.7%)	2.51 (30.9%)	△1.52 (△47.5%)
1者以下	件数	47 (60.3%)	28 (54.9%)	△19 (△70.4%)
	金額	3.76 (48.3%)	5.60 (69.1%)	1.84 (57.5%)
合計	件数	78 (100%)	51 (100%)	△27 (100%)
	金額	7.79 (100%)	8.11 (100%)	0.32 (100%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、競争性のない随意契約及び二者応札・応募となった契約ともに一定の改善が認められるため、以下のとおり、今後もより一層の調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 二者応札・応募となった契約の一層の見直し

従来から、自主的措置として競争参加資格の弾力化等に取り組むなどしてきたが、今後もこれらを継続するとともに、事後点検体制の整備を図ることにより、事前に問合せのあった業者、仕様書を受領したものの入札を辞退した業者に対し、二者応札・応募を見送った理由等の聞き取りを行うこととする。

【聞き取りを行った件数・当該取り組みの結果、競争性のある契約に移行した件数】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に財務課にて会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から検討することとする。【契約監視委員会での意見等】

### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

預け金等の不祥事対策の観点から、これまでも発注と検収の権限を分離したり、納品・検収に当たっては受領・完了確認と検収それぞれ異なる担当者により二重確認を行うなど、納品検収体制を充実させ、内部統制の強化を図ってきたところ。

引き続き、会計実務者を対象とした各種研修会等への職員の参加を促進するなど、職員のスキルアップや意識の向上に努める。【検討・実施結果】

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当役を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 契約担当役

副総括責任者 財務課長

メンバー 研究推進・管理課長、施設設備主幹、常設展示・博物館サービス課長  
附属自然教育園事務長、

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、館長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立科学博物館のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。